

○姫路市体育施設条例施行規則

昭和55年4月1日
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市体育施設条例（昭和55年姫路市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 占用使用 条例第2条の4に規定する占用使用をいう。
- (2) 個人使用 条例第2条の4に規定する個人使用をいう。
- (3) 当日使用 個人使用のうち、体育施設当日使用券を利用して、使用しようとする日（以下「使用期日」という。）當日に限り体育施設を使用することをいう。
- (4) 回数券使用 個人使用のうち、体育施設回数券を利用して、使用期日当日に限り体育施設を使用することをいう。
- (5) 年間使用 個人使用のうち、体育施設年間使用券を利用して、一定の期間中体育施設を使用することをいう。
- (6) 期間使用 個人使用のうち、体育施設期間使用券を利用して、当該使用券に定める期間中体育施設を使用することをいう。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により、占用使用の許可を受けようとする者は、体育施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用期日の2箇月前（姫路市立姫路球場における室内練習場のみの占用使用にあっては、1箇月前）から前日まで（個人使用の規定がない体育施設の競技場における占用使用にあっては、当日まで）の間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第3条の規定により、個人使用の許可を受けようとする者は、次の表左欄に掲げる使用的種類に応じ、同表右欄に定める方法により市長に申請しなければならない。

当日使用	口頭
回数券使用	体育施設回数券の提示
年間使用	年間使用許可申請書の提出
期間使用	期間使用許可申請書の提出

4 前項の申請は、当日使用、回数券使用及び期間使用にあっては使用期日の当日に、年間使用にあっては使用を開始しようとする日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第4条 市長は、占用使用の許可をしたときは、当該申請者に体育施設使用許可書を交付するものとする。

2 市長は、年間使用の許可をしたときは、当該申請者に体育施設年間使用券を交付するものとする。

3 市長は、期間使用の許可をしたときは、当該申請者に体育施設期間使用券を交付するものとする。

4 当日使用する者にあっては体育施設当日使用券の交付をもって、回数券使用をする者にあっては体育施設の係員の確認をもって、それぞれ市長の許可があつたものとみなす。ただし、個人使用で附帯施設のうち更衣室又はシャワールームを使用する場合については、使用料の納入をもって、それぞれ市長の許可があつたものとみなす。

5 占用使用及び個人使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際体育施設使用許可書、体育施設年間使用券、体育施設期間使用券、体育施設当日使用券又は体育施設回数券（以下「使用許可書等」という。）を携帯し、体育施設の係員の要求があつたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

（使用期間）

第5条 占用使用的使用期間は、引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

（使用時間の延長）

第6条 占用使用的許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を当該許可に係る使用時間（以下「使用時間」という。）を超過し、又は時間を早めて体育施設を使用する必要があるときは、市長の許可を受けなければならない。

（使用中止届）

第7条 使用者は、占用使用を中止しようとするときは、体育施設使用中止届に体育施設使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（附帯施設等の使用料）

第8条 条例第8条第4項の規定により市長が規則で定める附帯施設、附属設備及び備品の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第9条 使用者は、使用許可書等の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が認める場合は、この限りでない。

2 第6条の規定による使用時間の延長の許可を受けて体育施設を使用する場合の当該使用時間延長に係る使用料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第9条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。ただし、別表第2項に規定する冷暖房使用料及び同表第3項に規定する夜間照明設備使用料については、市長が特に必要と認める場合を除き、減額し、又は免除しない。

（1）本市が使用する場合 使用料の全額

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園が使用する場合 使用料の5割に相当する額

（3）使用者が市の共催を得て使用する場合であつて公益上必要と認める場合 使用料の5割に相当する額

（4）次のいずれかに該当する者（以下「障害者」という。）及びその介護を行う者（以下「介護者」という。）（障害者1人につき1人とする。）が使用する場合（占用使用であつて使用者のうち介護者を除くものの半数以上が障害者である場合を含む。） 使用料の5割に相当する額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。ただし、同条の規定により、身体に障害のある15歳未満の者につき、本人以外の者が身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、本人とする。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 市長が別に定める地域スポーツ団体がスポーツの振興を目的として使用する場合 使用料の3割に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄にその旨を記載するとともに、当該理由を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第7条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額

(2) 使用者の都合により体育施設を使用しないときで、市長がやむを得ない理由があると認める場合

ア 使用を中止しようとする者から次に掲げる期日までに正当の理由により使用中止届があつた場合

(ア) 使用期日前20日までの場合 既納の使用料の8割に相当する額

(イ) 使用期日前10日までの場合 既納の使用料の5割に相当する額

イ アに掲げるもののほか市長がやむを得ない理由があると認める場合 既納の使用料のうち市長が相当と認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(整理人の配置)

第12条 使用者は、市長が必要と認めたときは、体育施設内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

(備品の返還)

第13条 使用者は、備品の使用を終ったときは、直ちに備品を所定の位置に戻し、体育施設の係員の点検を受けなければならない。

(端数計算の処理)

第14条 この規則における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(読み替え)

第15条 体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条から第7条まで、第10条第2項、第11条及び第12条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第16条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならぬ。

2 条例第17条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者との協定の締結）

第17条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 体育施設の設置の目的に寄与する事業の企画及び実施に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項

2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定する場合において、市と当該民間事業者との間で締結する事業契約に前項各号に掲げる事項の定めがあるときは、前項の規定による協定を締結したものとみなす。

（事業報告書）

第18条 条例第21条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 体育施設の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

（利用料金）

第19条 条例第23条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

2 条例第23条第5項に規定する市長が別に定める場合は、第11条各号に掲げる場合とする。この場合において、同条中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他体育施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、姫路市立田寺テニスコートに係る規定は、昭和55年5月1日から施行する。
- 2 姫路市体育施設条例施行規則（昭和38年姫路市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

3 この規則施行の際現に使用許可又は使用料の減免を受けているものの使用については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日規則第20号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月26日規則第20号）

1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市体育施設条例施行規則の規定は、施行日以後の使用許可申請に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日規則第13号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月14日規則第31号）

1 この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市音楽演劇練習場条例施行規則第3条第2項、姫路市婦人会館条例施行規則第4条第2項、姫路市体育施設条例施行規則第3条第2項、姫路市少年自然の家条例施行規則第4条第3項、姫路市厚生会館条例施行規則第3条第2項及び姫路市立視聴覚センター条例施行規則第3条第2項の規定は、施行日以後の使用許可申請から適用し、施行日前の使用許可申請は、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の姫路市朝日山荘条例施行規則第10条第1項、姫路市勤労市民会館条例施行規則第11条第1項、姫路市音楽演劇練習場条例施行規則第11条第1項、姫路市婦人会館条例施行規則第9条、姫路市ふれあいの館条例施行規則第10条第1項、姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項及び姫路市厚生会館条例施行規則第10条第1項の規定は、施行日以後の使用許可に係る還付から適用し、施行日以前の使用許可に係る還付申請は、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月24日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年5月26日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月29日規則第12号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 [略]

附 則（平成8年3月26日規則第28号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月9日規則第13号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項、姫路市厚生会館条例施行規則第10条第1項、姫路市立飾磨屋内プール条例施行規則第11条第1項、姫路市立総合スポーツ会館条例施行規則第11条第1項、姫路市立球技スポーツセンター条例施行規則第11条第1項及び姫路市立中央体育館条例施行規則第11条第1項の規定は、この規則の施行

の日以後に申請のあった使用許可に係る使用料の還付について適用し、同日前に申請のあった使用許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

3 [略]

附 則（平成12年3月29日規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月17日規則第58号）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成17年7月1日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成18年4月1日から施行する。

（関係規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）姫路市立飾磨屋内プール条例施行規則（昭和56年姫路市規則第16号）

（2）姫路市立総合スポーツ会館条例施行規則（昭和56年姫路市規則第18号）

（3）姫路市立球技スポーツセンター条例施行規則（昭和57年姫路市規則第4号）

（4）姫路市立中央体育館条例施行規則（昭和63年姫路市規則第26号）

附 則（平成18年3月3日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第9号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年6月1日から施行する。

（姫路市地域体育施設条例施行規則の廃止）

第2条 姫路市地域体育施設条例施行規則（平成18年姫路市規則第37号）は、廃止する。

（姫路市地域体育施設条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前条の規定による廃止前の姫路市地域体育施設条例施行規則（以下「旧姫路市地域体育施設条例施行規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の姫路市体育施設条例施行規則（以下「新姫路市体育施設条例施行規則」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第4条 施行日前に旧姫路市地域体育施設条例施行規則の規定により交付された地域体育施設回数券又は地域体育施設年間使用券は、新姫路市体育施設条例施行規則に規定する体育施設回数券又は体育施設年間使用券とみなす。

第5条 平成21年6月1日前に第2条の規定による改正前の姫路市体育施設条例施行規則の規定により交付された姫路市立総合スポーツ会館温水プール回数券は、大人の回数券にあっては

使用券1枚につき100円を、小人の回数券にあっては使用券1枚につき50円を支払うことにより同日以後も使用することができる。

第6条 編入前の家島町、夢前町、香寺町及び安富町の区域に存する体育施設に係る使用許可の申請期間並びに使用料の減免及び還付に関する取扱いについては、平成21年3月31日までの間は、新姫路市体育施設条例施行規則の規定にかかわらず、編入前の家島町、夢前町、香寺町及び安富町の取扱いの例による。

附 則（平成22年3月12日規則第3号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第13号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日規則第62号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1項の表の規定（姫路市立姫路球場の項に係る部分に限る。）については、平成26年4月1日以後の姫路市立姫路球場の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年3月30日規則第42号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1項の規定は、平成27年6月1日以後の体育施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の姫路市体育施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月27日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の姫路市体育施設条例施行規則別表第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料（姫路市体育施設条例（昭和55年姫路市条例第5号）第23条第1項の規定により体育施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、当該料金）について適用する。

附 則（平成30年12月26日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の姫路市体育施設条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日以後にされた申請に基づく附帯施設、附属設備及び備品の使用に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に基づく附帯施設、附属設備及び備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月20日規則第94号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の姫路市体育施設条例施行規則別表の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月24日規則第61号）

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日に施行する。

(1) 第17条に1項を加える改正規定、別表第1項の表姫路市立姫路球場の款スコアボード（アマチュアスポーツ以外に使用する場合に限る。）の項の次に1項を加える改正規定及び別表第3の改正規定 公布の日

(2) 別表第1項の表姫路市立飾磨体育館の項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

別表（第8条関係）

1 附帯施設及び備品使用料

体育施設名	附帯施設及び備品	単位	使用料	備考
姫路市立総合 スポーツ会館	会議室	1時間1室につき	480	円
	役員室	1時間1室につき	300	
	更衣室（シャワーを 含む。）	1回1人につき	100	
	鉄棒	1回1台につき	200	
	平行棒	1回1台につき	200	
	鞍馬	1回1台につき	200	

平均台	1回1台につき	200	
つり輪	1回1台につき	200	
跳び箱	1回1台につき	100	
跳馬	1回1台につき	200	
徒手演技台	1回1組につき	1,010	
トランポリン	1回1台につき	300	
マット(大)	1回1枚につき	100	
マット(小)	1回1枚につき	50	
助走マット	1回1枚につき	300	
踏切板	1回1枚につき	50	
記録用机椅子	1回1組につき	50	
バレーボール器具	1回1組につき	500	
テニス器具	1回1組につき	500	
バスケットボール 器具(固定式)	1回1組につき	500	
バドミントン器具	1回1組につき	200	
ママさんバレーボ ール器具	1回1組につき	200	
卓球台	1回1台につき	150	
表彰台	1回1組につき	200	
手持得点板	1回1台につき	50	
審判台(国際式)	1回1台につき	300	
その他競技器具	1回1点につき	200	
競技場放送設備	1回1式につき	1,010	
放送器具	1回1式につき	500	
移動ステージ	1回1組につき	300	
フロアシート	1回1巻につき	100	
椅子	1回1脚につき	10	
長机	1回1脚につき	50	
姫路市立中央 体育館	第1会議室	1時間1室につき	600
	第2会議室	1時間1室につき	300
	役員室	1時間1室につき	300
	選手控室	1時間1室につき	180
	更衣室(シャワーを 含む。)	1回1人につき	100
	ゆか	1回1組につき	1,010
	鞍馬	1回1台につき	200
	つり輪	1回1台につき	200
	跳馬	1回1台につき	200
	平行棒	1回1台につき	200
	鉄棒	1回1台につき	200
	段違い平行棒	1回1台につき	200
	平均台	1回1台につき	200
	マット	1回1枚につき	100
	助走路	1回1枚につき	300
	踏切板	1回1枚につき	50
	バレーボール器具	1回1組につき	500
	テニス器具	1回1組につき	500

	バスケットボール器具 (移動式)	1回1組につき	1, 010	
	バスケットボール器具 (固定式)	1回1組につき	500	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	ママさんバレーボール器具	1回1組につき	200	
	ハンドボール器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	ファール回数表示器	1回1台につき	200	
	タイムアウト要求器	1回1組につき	200	
	電光得点表示装置	1回1組につき	1, 010	
	手持得点板	1回1台につき	50	
	表彰台	1回1組につき	200	
	審判台 (国際式)	1回1台につき	300	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
	第1競技場放送設備	1回1式につき	1, 010	
	第2競技場放送設備	1回1式につき	500	
	相撲場放送設備	1回1式につき	500	
	フロアシート	1回1巻につき	100	
	椅子	1回1脚につき	10	
	長机	1回1脚につき	50	
姫路市立球技 スポーツセンター	会議室	1時間1室につき	480	
	本部室	1時間1室につき	180	
	浴室	1時間1室につき	1, 820	50人以内
	更衣室 (シャワーを含む。)	1回1人につき	50	
	表彰台	1回1組につき	200	
	拡声装置	1回1式につき	2, 030	
	テント	1回1張につき	1, 010	
	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立姫路 球場	会議室1	1時間1室につき	240	
	会議室2	1時間1室につき	300	
	審判員控室	1時間1室につき	180	
	更衣室 (シャワーを含む。)	1回1室につき	1, 210	
	その他の室	1時間1室につき	240	
	拡声装置	1回1式につき	2, 640	
	スコアボード (アマチュアスポーツに使用する場合に限る。)	1回1式につき	5, 500	

	スコアボード（アマチュアスポーツ以外に使用する場合に限る。）	1回1式につき	13, 500	
	ピッティングマシン	1時間1台につき	700	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立豊富球場	会議室	1時間1室につき	120	
	本部室	1時間1室につき	60	
	更衣室（シャワーを含む。）	1回1人につき	50	
	拡声装置及びスコアボード	1回1式につき	2, 640	
	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立陸上競技場	応接室・会議室	1時間1室につき	120	
	審判・役員室	1時間1室につき	120	
	更衣室	1回1室につき	360	占用使用の場合
	シャワールーム	1回1室につき	360	占用使用の場合
	更衣室及びシャワールーム	1回1人につき	100	個人使用の場合
	浴室	1時間1室につき	600	50人以内
	拡声装置	1回1式につき	2, 030	
	陸上競技用具（記録判定機器を含む。）	1回1式につき	3, 050	
		1回1点につき	50	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
	休養室	1回1人につき	60	宿泊は午後5時から翌日午前9時までとする。
		宿泊の場合	600	
		1人1泊につき		
姫路市立田寺テニスコート	更衣室	1回1人につき	50	
	シャワールーム	1回1人につき	50	
	拡声装置	1回1式につき	1, 520	
姫路市立広畠テニスコート	シャワールーム	1回1人につき	100	
	拡声装置	1回1式につき	1, 520	
姫路市立花北体育館	会議室	1時間1室につき	240	
	更衣室（シャワーを含む。）	1人1回につき	50	
	バスケットボール器具（固定式）	1回1組につき	500	
	バレーボール器具	1回1組につき	500	
	サッカーゴール	1回1式につき	500	
	テニス器具	1回1組につき	500	
	ママさんバレーボール器具	1回1組につき	200	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	放送設備	1回1式につき	500	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
	会議室	1時間1室につき	160	

姫路市立飾磨 体育館	バスケットボール 器具（固定式）	1回1組につき	500	
	バレーボール器具	1回1組につき	500	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
姫路市立網干 南公園相撲場	諸室	1回につき	300	
	放送設備	1回1式につき	500	
姫路市家島B & G海洋セン ター	ミーティングル ーム	1時間1室につき	240	
	更衣室ロッカー	1回1人につき	50	
	艇庫	1回1人につき	120	
	バレーボール器具	1回1組につき	300	
	バスケットボール 器具（固定式）	1回1組につき	300	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	審判台	1回1台につき	100	
	放送設備	1回1式につき	300	
	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	カヌー	1艇2時間につき	大人 400 小人 200	定員1人
	ペアカヌー	1艇2時間につき	大人 810 小人 400	定員2人
	OPヨット	1艇2時間につき	大人 610 小人 300	定員1人
	12Fヨット	1艇2時間につき	大人 1, 220 小人 610	定員2人
	ローポート	1艇2時間につき	大人 1, 220 小人 610	定員4人
330セールボ ード	330セールボ ード	1艇2時間につき	大人 610 小人 300	定員1人
	420ヨット	1艇2時間につき	大人 1, 220 小人 610	定員2人
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立家島 運動広場	サッカーゴール	1回1対につき	200	
姫路市立坊勢 スポーツセン ター	ミーティングル ーム	1時間1室につき	60	艇庫棟
	更衣室ロッカー	1回1人につき	50	
	バレーボール器具	1回1組につき	300	
	バスケットボール 器具（固定式）	1回1組につき	300	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	審判台	1回1台につき	100	
	フロアシート	1回1巻につき	100	

	放送設備	1回1式につき	300	
	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立夢前 スポーツセンタ ー	ミーティングルーム	1時間1室につき	240	
	バレーボール器具	1回1組につき	300	
	バスケットボール 器具(固定式)	1回1組につき	300	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	フロアシート	1回1巻につき	100	
	サッカーゴール	1回1対につき	200	
	行事用テント	1回1張につき	300	
	放送設備	1回1式につき	300	
	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
姫路市立香寺 総合公園スポ ーツセンター	バレーボール器具	1回1組につき	300	
	バスケットボール 器具(固定式)	1回1組につき	300	
	バドミントン器具	1回1組につき	200	
	卓球台	1回1台につき	150	
	簡易放送設備	1回1式につき	300	
	フロアシート	1回1巻につき	100	
	サッカーゴール	1回1対につき	200	
	ハンドボールゴー ル	1回1対につき	200	
	放送設備(野球場)	1回1式につき	1,520	
	スコアボード(野球 場)	1回1式につき	1,520	
	スポーツタイマー	1回1式につき	100	
	行事用テント	1回1張につき	300	
	更衣ロッカー	1回1人につき	100	
	シャワー	1回5分につき	100	
姫路市立安富 スポーツセンタ ー	長机	1回1脚につき	50	
	椅子	1回1脚につき	10	
	その他競技器具	1回1点につき	200	
	ミーティングルーム	1時間1室につき	240	グラウンド管理棟
	更衣室(シャワーを 含む。)	1回1室につき	360	
	サッカーゴール	1回1対につき	200	
	放送設備	1回1式につき	300	

備考

- (1) 「大人」とは、義務教育終了後の者をいう。

- (2) 「小人」とは、義務教育終了前の者をいう。
- (3) 電気、水道、ガス等を多量に使用する場合は、その実費を徴収することができる。
- (4) 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 冷暖房使用料

区分	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
姫路市立中央体育館	円 10,990	円 17,100
	第2競技場 1,580	2,560

備考 使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間を1時間として計算する。

3 夜間照明設備使用料

区分	単位	使用料
姫路市立姫路球場	野球場 1時間につき	円 2000ルクス 110,000
		1500ルクス 43,000
		1000ルクス 19,000
		750ルクス 8,000
		500ルクス 5,000
		300ルクス 4,000
姫路市立灘浜野球場	野球場 1時間につき	3,660
姫路市立広畠野球場	野球場 1時間につき	3,660
姫路市立家島運動広場	グラウンド 30分につき	600
	テニスコート 1面1時間につき	600
姫路市立坊勢スポーツセンター	グラウンド 30分につき	600
	テニスコート 1面1時間につき	600
姫路市立坊勢運動広場	グラウンド 30分につき	600
姫路市立夢前スポーツセンター	グラウンド 30分につき	1,210
	テニスコート 1面1時間につき	600
姫路市立香寺総合公園スポーツセンター	グラウンド 30分につき	600
	野球場 30分につき	1,820
	テニスコート 1面1時間につき	600
	多目的広場 30分につき	全灯 600 減灯 300
	グラウンド 30分につき	全灯 600 減灯 300
姫路市立安富スポーツセンター	テニスコート 1面1時間につき	600

備考

使用時間の単位が30分の場合において、使用時間に30分に満たない端数時間があるときは、その端数時間を30分とし、使用時間の単位が1時間の場合において、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間を1時間として計算する。